



屋外焼却は禁止!!

- 雑草や枝木、竹等の焼却
- 野菜くず、食物残さ等の焼却
- ドラム缶や焼却炉等での焼却

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、一部の例外（地域行事、あぜ焼きなど）を除き、廃棄物の焼却が禁止されています。（法律に違反した者については、罰則が規定されています。）

罰則

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（又はその併科）

※法人は3億円以下の罰金

例外事項に該当する場合であっても、「可児市生活環境の確保に関する条例」において、「近隣住民に迷惑を及ぼさないよう努めるものとする」とされており、行政指導の対象となる場合があります。

屋外焼却をすることで、洗濯物に臭いがつく、喘息がある、火災の危険がある等の理由で困る人がいます。

※剪定枝・木材類ゴミの処理方法

市指定ゴミ袋に入る長さのもの	切った枝、角材	太さ 3cm 以内	可燃ゴミ
		太さ 3cm を超えるもの	不燃ゴミ（金物類）
市指定ゴミ袋に入らない長さまたは太さ、厚みが 10cm を超えるもの	板	厚みが 10cm 以内	不燃ゴミ（金物類）
	市の許可業者への個人による直接搬入（有料）	株式会社小林三之助商店（土田 1500、26-2138） 株式会社丸光イトウ（谷迫間 553-1、60-3282）	

ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

◇可児市市民文化部環境課 0574-62-1111（代表）

▼ 根拠法令

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十四条

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの